

NO.87 2011.10.26

労働徳島

発行 徳島県商工労働部
 労働雇用政策局労働雇用課
 徳島市万代町1丁目1番地
 TEL 088-621-2348 FAX 088-621-2852
 県ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/>



*最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。徳島県内においては、ごく一部の例外を除き、時間額で647円を下回る賃金を設定することは許されません。違反した場合は、罰則が適用されます。

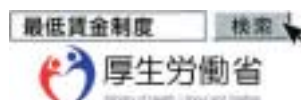
ウェブで最低賃金が
チェックできます。

最低賃金に関するお問い合わせは、
 徳島労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署へ
 ○徳島労働局賃金室 TEL 088-652-9165
 ○労働基準監督署

徳島 TEL088-622-8138 鳴門 TEL088-686-5164
 三好 TEL0883-72-1105 阿南 TEL0884-22-0890

厚生労働省最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



徳島県産業別最低賃金 (今年の徳島県産業別最低賃金については、現在審議中です。12月21日発効を目指しています)

産業別最低賃金件名	時間額	効力発生日	改定前
紡績・織物業	652円	平成15年12月21日	
造作材・合板・建築用組立材料製造業	773円	平成22年12月21日	770円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	797円	平成22年12月26日	791円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	753円	平成22年12月21日	746円

上記の産業に従事する労働者に対しては、それぞれの産業ごとに定められた最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

雇用保険制度が変わりました

依然として厳しい雇用失業情勢等を踏まえ、雇用保険制度のセーフティネット及び失業された方の再就職へのインセンティブを強化するため、雇用保険制度が改正されました。

◆ 主な改正内容は次のとおりです。

1 失業等給付の充実（改正雇用保険法 平成23年 8 月 1 日施行）

（1）雇用保険の基本手当の日額の引き上げ

雇用保険の基本手当は、毎月勤労統計調査の平均給与額の増減によって変更されることになっていますが、平成22年度の平均給与額が前年度に比べて約0.3%上昇したことから、上限額及び下限額が次のとおり引き上げられました。

区 分	現行	新基本手当日額	
上限額	受給資格に係る離職の日の年齢に応じ、次のとおり。		} 約0.3%引き上げ
	①60歳以上65歳未満：6,543円	→ 6,777円	
	②45歳以上60歳未満：7,505円	→ 7,890円	
	③30歳以上45歳未満：6,825円	→ 7,170円	
	④30歳未満：6,145円	→ 6,455円	
下限額	1,600円	→ 1,864円	

（2）「再就職手当」の給付率の引き上げ

早期に再就職した方が、一定の要件を満たしている場合に支給される「再就職手当」の給付率が、支給残日数に応じ、次のとおり引き上げられました。

- ・ 給付日数を 3 分の 1 以上残して就職した場合
給付率40%（現在の暫定措置）→ 50%（恒久化）
- ・ 給付日数を 3 分の 2 以上残して就職した場合
給付率50%（現在の暫定措置）→ 60%（恒久化）

（3）「常用就職支度手当」の給付率の引き上げの恒久化

就職困難な方（障がいのある方等）で再就職し、一定の要件を満たしている場合に支給される「常用就職支度手当」の給付率40%が恒久化されることとなりました。

給付率40%（現在の暫定措置）→40%（恒久化）

2 保険料率の改定（改正労働保険徴収法 平成24年 4 月 1 日施行）

失業等給付に係る雇用保険料率が、1.6%から1.4%に引き下げられました。

平成24年度の雇用保険料率については、平成23年秋以降の労働政策審議会で決定されることとなります。

詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）におたずねください。

また、厚生労働省のホームページにおいても確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>

労使間トラブルの未然防止のために ～適切な労務管理のポイント～

最近の県における労働相談では、解雇や退職勧奨に関するものが、現在も多く寄せられています。また、厚生労働省の調査によれば、新規学校卒業者のうち、企業から採用内定を取り消された人は、8月末時点で昨年の約3.7倍の598人に上っているとのことです。

このような状況の中、労使間の解雇等に関するトラブルを未然に防止するために、次のとおり労務管理のポイントをまとめました。その他、労務管理全般については、厚生労働省ホームページの「厳しい経済情勢下での労務管理のポイント」をご参照ください。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/kanri-point/>

1 解雇

- (1) 解雇は、労働者の生活に大きな打撃を及ぼすものであることから、雇用調整を行わざるを得ない場合であっても、労働関係法令を遵守し、また関係する裁判例も参考とするなど、解雇以外に方法がないか慎重に検討してください。

- ① 期間の定めのない労働契約の場合…解雇権の濫用に当たる解雇は、労働契約法の規定により無効となります。

労働契約法第16条「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効となる。」

- ② 有期労働契約（期間の定めのある労働契約）の場合…やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇することはできません。期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

労働契約法第17条「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」

なお、有期労働契約（期間の定めのある労働契約）については、その締結時や期間の満了時における紛争を未然に防止するため、使用者が講ずるべき措置について、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」

(http://www2.mhlw.go.jp/kisya/kijun/20001228_02_k/20001228_02_k.html) が定められていますので、参考にしてください。

- (2) 整理解雇については、それが解雇権の濫用に当たるかどうかの基準として、裁判例により、次の4要件が示されています。

- ① 経営上の必要性…整理解雇をしなければならないほどの経営上の必要性が客観的に認められること。
② 解雇回避の努力…整理解雇を行うまでに、希望退職者の募集、配置転換、出向など、解雇を回避するための努力が十分に尽くされていること。
③ 人選の合理性…解雇される労働者を選定する基準が合理的なものであり、かつその運用もまた合理的であること。
④ 労使間での協議…整理解雇の必要性、時期、方法、規模、人選の基準についての十分な説明など、使用者が労働者から納得を得るための真摯な努力を行っていること。

2 退職勧奨

退職勧奨とは、使用者が労働者に自発的に退職を促す説得等の行為をいいます。退職勧奨を受けた労働者は、これに応じるか否かを自由に決めることができ、退職勧奨に応じる義務はありません。裁判例によれば、被勧奨者の自由な意思決定を妨げる退職勧奨は、違法な権利侵害に当たるとされる場合があります。

3 採用内定取消し

採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定取消しは解雇に当たり、労働契約法第16条の解雇権の濫用についての規定が適用されます。裁判例は、「採用内定の取消しは、採用内定当時知ることができず、また、知ることができないような事実であり、これを理由として採用を取消すことが客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認することができるものに限られる。」とし、採用内定取消しを制限しています。新規学校卒業者の採用内定取消しについては、厚生労働省ホームページの「新規学校卒業者の採用内定取消への対応について」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/26.html>

徳島県はぐくみ支援企業の認証を取得しませんか

●徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは？

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

●認証企業等一覧（2011年8月23日～2011年10月25日）

子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組む企業はこちらです。

企 業	業 種
株式会社阿北自動車教習所	学習支援業

★認証を受けるのに必要な要件は

- 1 徳島県内に本店、支店または営業所等を有し、常時雇用している労働者がいる。（民間の会社だけでなく、個人企業や協同組合、医療法人、学校法人、団体等も応募できます。）
- 2 期間が2年以上5年以下の「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ている。
- 3 「一般事業主行動計画」に掲げた目標の実施に向けた取組や対策を行っている。

★はぐくみ支援企業に認証されると

- 1 子育て支援に積極的に取り組む企業として、イメージアップにつながります。
- 2 徳島県のホームページで「はぐくみ支援企業」として取組をPRします。
- 3 金融機関による低利融資の支援対象となります。（取扱金融機関：阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫）などのメリットがあります。

★応募方法について

お申し込みは、次の書類を下記の応募先までご提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。

申込書は、県のホームページからダウンロードできます。

◎はぐくみ支援企業認証申込書 ◎「一般事業主行動計画」の写し ◎「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し

平成23年度 はぐくみ支援企業 表彰企業を募集！

仕事と家庭の両立支援について、他の模範となる優れた取組を実施している企業を表彰します。企業の皆様のご応募お待ちしております。

●「表彰」を受けるには？

はぐくみ支援企業として認証をうけており、次の①から④の、いずれかの要件を満たしていること。

- ① 男性の育児休業取得者がいること。
- ② 育児・介護休業法を上回る制度を講じていること。
- ③ 地域における子育て支援等を行っていること。
- ④ その他一般事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて積極的に取り組んでおり、仕事と家庭の両立を支援するための取組内容が他の模範となること。

※書類審査の上、決定します。

★応募方法について

お申し込みは、次の書類を下記の応募先までご提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。

申込書は、県のホームページからダウンロードできます。◎はぐくみ支援企業表彰申込書 ◎就業規則等の写し

●おしらせ

表彰状交付式は、平成24年2月12日(日)を予定しています。

★応募先・お問い合わせについて

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 労働雇用課 働きやすい職場づくり担当 TEL 088-621-2347

★はぐくみ支援企業の子育て支援パネル展を次のとおり開催します。

平成23年10月27日 徳島ビジネスチャレンジメッセ2011会場 アスティとくしま第4会議室

平成23年11月13日 あいあいフェスティバル会場 アスティとくしま

平成23年11月15日～11月24日 徳島阿波おどり空港イベントコーナー

仕事と家庭の両立を目指して セミナーを次のとおり開催しますので、是非、ご参加ください

平成23年度 仕事いきいきセミナー

様々なライフスタイルに応じた「仕事と家庭の両立が可能な職場環境」の整備の実現に向けて、事業者や労働者または一般県民の理解を深めるためにセミナーを開催します。

日 時 平成23年11月15日(火) 午後1時30分～午後3時30分
場 所 徳島グランヴィリオホテル（徳島市万代町3丁目5-1）
講 師 東京大学大学院総合文化研究科教授 瀬地山 角氏
テーマ 「笑って考えるワーク・ライフ・バランス」
定 員 100名(先着順)

平成23年度 両立支援力アップ推進セミナー

仕事と子育ての両立のための環境整備への取組の促進に向けて、中小企業の方などへ改正内容や助成制度などについてわかりやすくご説明します。

□「改正育児・介護休業法と両立支援のための助成金制度について」

講 師 徳島労働局雇用均等室長 木村 久美子氏

□「多様な働き方と年金・保険について」

講 師 玄番社会保険労務士事務所 社会保険労務士 玄番 芳江氏

<徳島会場>

日 時 平成23年12月6日(火) 午後1時30分～午後3時30分
場 所 徳島グランヴィリオホテル（徳島市万代町3丁目5-1）
定 員 50名(先着順)

<阿南会場>

日 時 平成23年11月17日(木) 午後1時30分～午後3時30分
場 所 ロイヤルガーデンホテル（阿南市富岡町あ王谷52-2）
定 員 50名(先着順)

<三好会場>

日 時 平成23年11月7日(月) 午後1時30分～午後3時30分
場 所 大歩危祖谷阿波温泉あわの抄（三好市池田町白地本名165-6）
定 員 50名(先着順)

平成23年度 ワークライフバランス推進セミナー

日 時 平成24年2月12日(日) 午後1時30分～
場 所 徳島グランヴィリオホテル（徳島市万代町3丁目5-1）
講 師 株式会社ワーク・ライフ・バランス 代表取締役 小室 淑恵

応募先・お問い合わせについて

参加を希望される方は、申込書をご提出ください。FAX・郵送・持参いずれでも結構です。
労働雇用課 働きやすい職場づくり担当 TEL 088-621-2347 FAX 088-621-2852
申込書は、県のホームページからダウンロードできます。

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」がお互いに助け合う会員組織であり、子育て中の家族が安心して、子育てと仕事の両立ができるような相互援助活動を応援しています。

0歳から小学校6年生までの子どもを対象に、保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ及び学習塾等の送迎や前後の預かりや軽度な病気、保護者の用事などの時に預かることができます。

徳島県内のファミリー・サポート・センター

徳島ファミリー・サポート・センター (徳島市・小松島市・勝浦町・佐那河内村・石井町・神山町)	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 わーくびあ徳島(労働福祉会館)4F 徳島県勤労者福祉ネットワーク内 TEL 088-611-1551 FAX 088-611-3323
板野東部ファミリー・サポート・センター (藍住町・北島町・松茂町・板野町)	〒771-1203 板野郡藍住町奥野字矢上32-1 藍住町勤労女性センター内 TEL 088-693-3033 FAX 088-693-3034
阿南ファミリー・サポート・センター	〒774-0030 阿南市富岡町今福寺40-17 阿南市社会福祉会館2F TEL 0884-24-5550 FAX 0884-24-5552
鳴門ファミリー・サポート・センター	〒772-0002 鳴門市撫養町斎田字岩崎146 TEL 088-683-0788 FAX 088-683-0798
美馬ファミリー・サポート・センター (美馬市・つるぎ町)	〒779-0610 美馬市脇町大字脇町1303-3 美馬市社会福祉協議会内 TEL 0883-53-2528 FAX 0883-53-0529 〒779-4101 美馬郡つるぎ町貞光字宮下61 つるぎ町社会福祉協議会内 TEL 0883-62-3669 FAX 0883-55-1019
吉野川市ファミリー・サポート・センター	〒779-3395 吉野川市川島町桑村2421-1 川島庁舎3F 子育て支援センター内 TEL 0883-25-6616 FAX 0883-25-6617
阿波市ファミリー・サポート・センター	〒771-1695 阿波市市場町市場字上野段385-1 市場支所2F 子育て支援課内 TEL 0883-36-3520 FAX 0883-35-3520

ファミリー・サポート・センターでは、様々な研修会やイベントを行っていますので、関心のある方は、お気軽にご参加ください。

	FSC	研 修 内 容	日 時	場 所
研 修 会	徳島	発達障害基礎知識	平成23年11月29日 10:00～12:00	徳島ふれあい健康館第2会議室
	徳島	子どもの遊び	平成24年1月27日 10:00～12:00	徳島ふれあい健康館第1会議室
	鳴門	子どもの栄養と食生活(おやつ作り・ケーキ)	平成23年12月16日 9:00～12:00	鳴門市婦人会館
	鳴門	子どもの栄養と食生活(おやつ作り・チョコ)	平成24年2月前半 9:00～12:00	鳴門市婦人会館
イ ベ ン ト	徳島	クリスマス交流会	平成23年11月27日 10:00～12:00	南井上コミュニティセンター
	板野東部	クリスマス交流会	平成23年12月上旬	未 定
	阿南	クリスマス交流会	平成23年12月17日 9:30～12:30	ひまわり会館
	美馬	美馬市全域交流会	平成23年11月13日 10:00～15:00	うだつアリーナ
		木屋平地区交流会	平成23年11月27日 10:00～15:00	小屋平中学校体育館、グラウンド
		美馬地区交流会	平成23年12月17日 9:30～11:30	美馬高齢者センター
	阿波市	簡単ヘルシーおやつ教室	平成23年11月29日	阿波保健センター
		クリスマス交流会	平成23年12月3日	土成コミュニティセンター
		調理実習(簡単バレンタインチョコ)	平成24年2月中旬	未 定
		ひなまつり交流会	平成24年3月中旬	未 定

◎詳細は、各ファミリー・サポート・センターにお問い合わせ下さい。

徳島県
勤労者

ライフサイクル資金貸付

資金用途		融資年利率	融資限度額	融資範囲
阿波っ子 すくすく はぐくみ 資金	教育費	1.40%	300万円	【子供が2人以上】 子供が学校教育法に基づく学校及び専修学校に進学又は、在学のために必要な経費。 返済期間 10年以内 内4年まで元金据置可
	出産費および 育児・介護休業 利用者生活費	1.20%	200万円	本人または2親等内の親族の出産、分娩のために必要とする経費および 出産後の育児費用。 育児・介護休業取得による休業期間中の生活費。 返済期間 10年以内 育児・介護休業取得期間終了（最長3年）まで元金据置可
経済変動対策緊急生活資金		1.75%	100万円	急激な経済変動の影響を受けた方の生活資金。 返済期間 10年以内
自動車等購入費		2.75%	250万円	本人が通勤または勤労のために必要とする自動車等の購入資金。 返済期間 5年以内
教育費		2.15%	300万円	【子供2人未満】 本人または2親等内の親族が学校教育法に基づく学校 及び専修学校に進学又は、在学のために必要な経費。 返済期間 10年以内 内4年まで元金据置可
医療費		2.45%	100万円	本人または2親等内の親族の入院、治療等の費用、それに伴う生活費も 含まれます。 返済期間 10年以内 内1年まで元金据置可
冠婚葬祭費		2.45%	100万円	本人または2親等内の親族のために必要となる冠婚葬祭のための経費。 返済期間 10年以内
災害費等		1.75%	100万円	本人または2親等内の親族が事故、災害等により家屋、家財等に損害が 発生し、復旧または新たに購入するために必要な資金。 返済期間 10年以内
離職者	生活費	0.55%	100万円	離職者または2親等内の親族の生活のために要する経費。 返済期間 5年以内 ご融資期間内で3か月まで元金据置可
	教育費	1.35%	100万円	離職者の2親等内の親族が進学・入学するために必要な経費。 返済期間 10年以内 内4年まで元金据置可

上記の融資制度をご利用いただくには

(金利はすべて固定金利 保証料別途年0.7～年1.2%が必要)

■徳島県内に住所を有し、徳島県内の事業所に勤務している方。■各融資制度個々の融資条件を満たし資金使途が証明できること。■労働金庫の借入条件を満たし日本労働者信用基金協会の保証を受けられる方。

徳島県勤労者

住宅建設資金貸付

資金用途	融資年利率	融資限度額	償還方法	融資範囲
 住宅建築 資金	3.20%	400万円	20年以内 (有担保)	県内に自ら居住するための住宅を建設、または購入 もしくは 増改築するために必要な資金。 (金利はすべて固定金利 保証料別途 有担保年0.16 ～年0.36% 無担保年0.7～年1.2%が必要)
	2.40%	400万円	10年以内 (有担保)	
	2.60%	400万円	10年以内 (無担保)	

上記の融資制度をご利用いただくには

■徳島県内に住所を有し、徳島県内の事業所に1年以上勤務している方であって、同居又は同居予定者を有し、世帯生計の主たる維持者。■県内に自己の居住する住宅の新築、購入(中古を含む)又は増改築をする方。■労働金庫の借入条件を満たし日本労働者信用基金協会の保証を受けられる方。

詳しくは労働金庫支店窓口にてご相談下さい。 **取り扱い金融機関 四国労働金庫**

●徳島ローンセンター TEL088-634-1000 徳島市中島田町1丁目11-1

●徳島支店 TEL088-623-1112
徳島市昭和町3丁目35-1●池田支店 TEL0883-72-0399
三好市池田町サラダ1612-2●徳島北支店 TEL088-698-1111
板野郡北島町中村字東開10-5●阿南支店 TEL0884-22-2132
阿南市富岡町トノ町71-1●鴨島支店 TEL0883-24-3113
吉野川市鴨島町鴨島229-4

ご存じですか?中退共

県におきましては、中小企業で働く労働者の福祉向上のため、中小企業退職金共済制度の普及を
事業主に行っています。お問い合わせ先 (独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL(03)3436-0151(代表) FAX(03)3436-0400
詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

『ゆとり宣言』フェスティバル2011の開催について

『ゆとり宣言』フェスティバル2011が、11月5日(土)～11月23日(水)をメインゾーンとして開催されます。

1990年3月、徳島県議会において「ゆとり宣言」が決議されました。この宣言は、すべての県民が豊かさを実感できるゆとりあるライフスタイルの定着を促進し、活力とゆとりに満ちた社会の実現をめざすために決議されたものです。

この県議会での決議を契機に、『ゆとり宣言』フェスティバルは、社団法人徳島県労働者福祉協議会が中心となり、1991年秋から毎年開催されており、県も後援しています。

11/5土
10:00～15:00

開会式典 & 第4回 わーくびあフェスタ

【第30回福祉祭り】

歌声仲間大集合!!
音楽・歌好きな方の
コミュニケーションの場を広げます!

参加者 180名様に **鉢植 プレゼント!!**

ゆとり宣言 フェスティバル **開会式典 / 10:00～**

素人のど自慢大会

今、大人気の **オヤジバンド**も登場! 午後

午後 10:30～

場所 **ヒューマンわーくびあ徳島5階**
徳島市昭和町3丁目35-2

11/11金
13:30～

第19回 労働者福祉メーデー

①「第43次 欧州労働者福祉視察団報告」
②講演「日本の食を考える」
特定非営利活動法人／セカンドハーベスト・ジャパン

場所 **センチュリープラザホテル**

11/20日
開園 9:30～

ファミリーふれあい フェスティバル

宝探しもあるよ!

開会式 / 11:00～(受付 / 10:30～)

入園無料
※有料施設利用は除きます。

仮面ライダーフォーゼショー
①11:30～②14:30～

会場 / 芝生広場
※雨天時、ジャンボパラソル

観覧料 / **無料**
※ショー終了後に写真撮影を行います。

©2011 石森プロ・テレビ朝日・ADK・東映

場所 **あすたむらんど徳島**

11/13日
11:00～15:30

あい♥あい フェスティバル2011

100%勇気★挑戦

ゆるキャラショーや、おもちゃ投げなどイベントたくさん!

忍たま乱太郎が やってくる!

開場 / 10:30～ オープニングセレモニー / 11:00～
忍たま乱太郎ショー / ①11:15～②13:45～

場所 **アスティとくしま**

チャリティバザーも開催!!

入場無料

「ゆとり宣言」フェスティバル実行委員会
(社)徳島県労働者福祉協議会内 ☎(088)625-8387
〒770-0942 徳島県徳島市昭和町3丁目35-1 E-mail / tokushima@rofuku.net

■あい♥あいフェスティバル2011 ☎(088)655-2940 ■ファミリーふれあいフェスティバル ☎(088)655-4105